

昭和7年10月1日～昭和8年3月1日生まれの方へ 75歳からは老人保健の対象です

■老人保健制度とは？

75歳以上（一定の障害のある人は65歳以上）になると、「老人保健」という制度でお医者さんにかかることがあります。これは、75歳以上の方の負担を軽くして、安心して医療を受けられるようにその費用を国民みんなで公平に負担しようという制度です。

●昭和7年10月1日から昭和8年3月1日生まれの方

75歳になると老人保健法の適用となりますので、老人保健医療受給者証を交付します。

平成20年3月31日までは健康保険証と老人保健医療受給者証を持って受診してください。

■老人保健の対象となる日は？

75歳になった時

●誕生日が月初めの日（1日）の方は誕生月から

●上記以外の方は誕生月の翌月1日から

例えば…

昭和7年11月1日生まれの方は、平成19年11月1日から

昭和7年11月2日生まれの方は、平成19年12月1日から 対象となります。

※新しく対象となる方に対して、対象となる月の前月下旬に手続きの案内を個別に通知します。

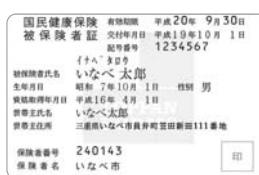
老人保健の対象者には、「健康手帳」と「老人保健法医療受給者証」を交付します。

医療受給者証には、自己負担割合（1割または3割）が記載されていますので確認してください。また、健康手帳は医療の記録など健康の保持増進に必要なことなどが記載されていますので健康管理に活用してください。

■医療を受ける時は次の3つを忘れずに！

医療機関で受診する時は、医療機関の窓口に提示してください。

【健康保険証】



【医療受給者証】



【健康手帳】



お知らせ

老人保健法は平成20年4月に「高齢者の医療の確保に関する法律」に改正され、新しい医療保険制度（後期高齢者医療制度）に変わります。

問 北勢庁舎 保険年金課 T 72-3829 F 72-3334

市長コラム

備えあれば憂いなし

いなべ市長
日沖 靖

数秒後に大地震が来ると知らされたら、あなたはどうしますか？まず、身の安全、次に避難口の確保、火の始末…。しかし、本当に大きな揺れが始またら、たぶん動けません。

普段からの備えが必要です。みなさん、ご自宅の耐震強度は大丈夫ですか？耐震診断はされましたか？古い木造住宅に対しては無料で耐震診断を行っていますし、補強工事が必要と診断された家屋には工事費の一部を補助しています。ぜひ、市役所にご相談ください。

また、たんすや棚は大丈夫ですか？いなべ市では一昨年、家具の転倒を防止する器具を一人暮らしの高齢者全てのお宅に取り付けていただきました。お世話をいただきました民生委員や社会福祉協議会のみなさんに感謝申し上げます。

しかし、大きな地震が発生したら、ご近所の助け合いが重要です。緊急時の安否の確認に利用していただくため、大井田自治会では、自主的に一人暮らしの高齢世帯を地図上に落とし込んだマップを作っていました。

備えあれば憂いなし。みなさん、何かを始めてみませんか、できることから…。



たんすに転倒防止金具を取り付ける▲
民生委員